

須賀川市まちなか出店推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、中心市街地の活性化を推進し、にぎわいを創出するため、中心市街地において新たに出店する者等に対し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 須賀川市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地区域及び区域界となる道路等に面する土地。ただし、区域界となる道路等に面する土地にあつては、道路中央分離帯、水路等により土地利用が分断される土地及び翠ヶ丘公園が区域界となる土地を除く。
- (2) 店舗併用住宅 中心市街地に所在し、店舗、事務所等と住宅の機能を併せ持つ建物
- (3) 専用住宅 中心市街地に所在し、居住を目的とした、店舗、事務所等の機能を持たない建物
- (4) 新規出店事業 新たに中心市街地において店舗を賃借、又は取得し、出店する事業
- (5) 店舗併用住宅改修事業 店舗併用住宅の店舗と住居部分を明確に区分するための工事、又は専用住宅を店舗併用住宅とするための工事を行い、市が別途整備する物件台帳に賃貸情報を掲載し、新規出店を促進する事業
- (6) シェア店舗整備事業 一棟の建物内に複数の店舗機能を持たせるために必要な工事を行い、市が別途整備する物件台帳に賃貸情報を掲載し、新規出店を促進する事業
- (7) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出（以下「開業届」という。）により、新たに事業を開始する場合

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中心市街地に出店する個人又は法人かつ、創業の場合は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明を受けている者
- (2) 店舗併用住宅改修事業又はシェア店舗整備事業を行おうとする建物を所有する個人又は法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者

(2) 須賀川市暴力団排除条例（平成 24 年須賀川市条例第 29 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する者
（補助対象事業）

第 4 条 補助対象事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新規出店事業
- (2) 店舗併用住宅改修事業
- (3) シェア店舗整備事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としないものとする。

- (1) 補助金交付決定年度内に完了しない事業
 - (2) 交付申請時において、出店する店舗の賃貸借契約を締結していない事業（新規出店事業を行う者に限る。）
 - (3) 交付申請時において、出店する店舗の賃借の開始日又は店舗の取得日から 1 年を経過している事業（新規出店事業を行う者に限る。）
- （補助対象要件及び補助額等）

第 5 条 補助対象要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に該当する額は、補助対象経費から差し引くものとする。

- (1) 補助金交付決定前に着手した補助対象経費
- (2) 国、県等の補助金その他これに類する収入等

2 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（申請書の様式）

第 6 条 規則第 4 条第 1 項に規定する別に定める添付書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（第 1 号様式）（新規出店事業を行う者に限る。）
- (2) 改修計画書（第 2 号様式）（店舗併用住宅改修事業又はシェア店舗整備事業を行う者に限る。）
- (3) 須賀川市まちなか出店推進事業補助金に関する誓約書（第 3 号様式）
- (4) 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する市が交付した証明書の写し（創業する者に限る。）
- (5) 現況写真、位置図及び平面図
- (6) 見積書等経費の内容が確認できる書類
- (7) 店舗の賃貸借契約書の写し（新規出店事業のうち店舗を賃借し出店する者に限る。）
- (8) 店舗の新規取得を証する書類（新規出店事業のうち店舗を取得し出店する者に限る。）
- (9) 納税証明書（市町村民税に係る直近 1 か年分）

- (10) 開業届の写し（個人事業主で既に創業している場合に限る。）
 - (11) 履歴事項全部証明書（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
 - (12) 当該建物を所有することが確認できる書類（店舗併用住宅改修事業又はシェア店舗整備事業を行う者に限る。）
- （実績報告の様式）

第7条 規則第17条第1項第2号に定める市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（第4号様式）（新規出店事業を行う者に限る。）
- (2) 改修実績書（第5号様式）（店舗併用住宅改修事業又はシェア店舗整備事業を行う者に限る。）
- (3) 事業完了後の内部及び外部の写真
- (4) 補助事業に係る費用の支払を証する書類
- (5) 個人として創業した場合 開業届の写し（個人事業主で既に提出している場合を除く。）
- (6) 法人として創業した場合 履歴事項全部証明書の写し（法人で既に提出している場合を除く。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象事業	新規出店事業	店舗併用住宅等改修事業 シェア店舗整備事業
補助対象要件	次の要件の全てを満たすものであること。 1 小売業、飲食業、サービス業（洗濯業、理容業、美容業等）で、かつ、中心市街地の集客に効果があると認められる事業であること。 2 風俗営業、チェーン店及びフランチャイズによる店舗でないこと。 3 土曜日又は日曜日を含め週5日以上営業し、かつ、直接客が来店するものであること。ただし、土曜日又は日曜日の営業日においては、12時までに営業を開始すること。 4 商店会等が存在する区域にあっては、これに加入すること。	新規出店事業を行う者へ賃貸するもの。 ただし、補助事業を行ってから2年間は次の者への賃貸を行わないこと。 1 3親等以内の親族 2 3親等以内の親族が役員となっている法人
補助対象経費	出店するために要する次の経費 1 内装工事 2 屋内給排水設備工事 3 屋内電気工事 4 空調・冷暖房設備工事 5 トイレの新設・改修工事 6 看板設置工事 7 対象施設工事に伴う諸経費 8 器物・備品等設備費（汎用性がある物、1万円以下の消耗品、中古品、不動産購入、車両購入を除く） 9 広告宣伝費（自社HP作成に関するものを除く）	店舗部分を明確に区分する、又は店舗機能を複数持たせるために要する次の経費 1 給排水工事 2 電気工事 3 住宅部分との間仕切り工事 4 ドア等設置工事 5 対象施設工事に伴う諸経費
補助率	1／2	1／2
補助 限度額	60万円	20万円